

議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和5年第1回定例会

1 案件名

議案第30号 佐野市国民健康保険税条例の改正について

2 概要

国民健康保険税の課税限度額及び税率等を改め、並びに所要の規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

(1) 課税限度額の見直し（第2条、第21条第1項各号列記以外の部分）

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円（現行63万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（現行19万円）にそれぞれ引き上げる。

(2) 基礎課税額分に係る税率の見直し（第3条、第5条、第5条の2、第21条第1項第1号～第3号、第21条第2項）

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の財政状況を考慮し、国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割額の税率を6.0%（現行6.6%）に、被保険者均等割額を被保険者1人について2万2,200円（現行2万5,200円）に、世帯別平等割額のうち特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について1万5,600円（現行1万8,000円）、特定世帯について7,800円（現行9,000円）、特定継続世帯について1万1,700円（現行1万3,500円）にそれぞれ引き下げる。

(3) 地方税法の改正に伴う所要の規定の整備（附則第10項）

地方税法の改正に伴い「同条」を「同項」に修正する。

4 その他の事項

施行日 令和5年4月1日